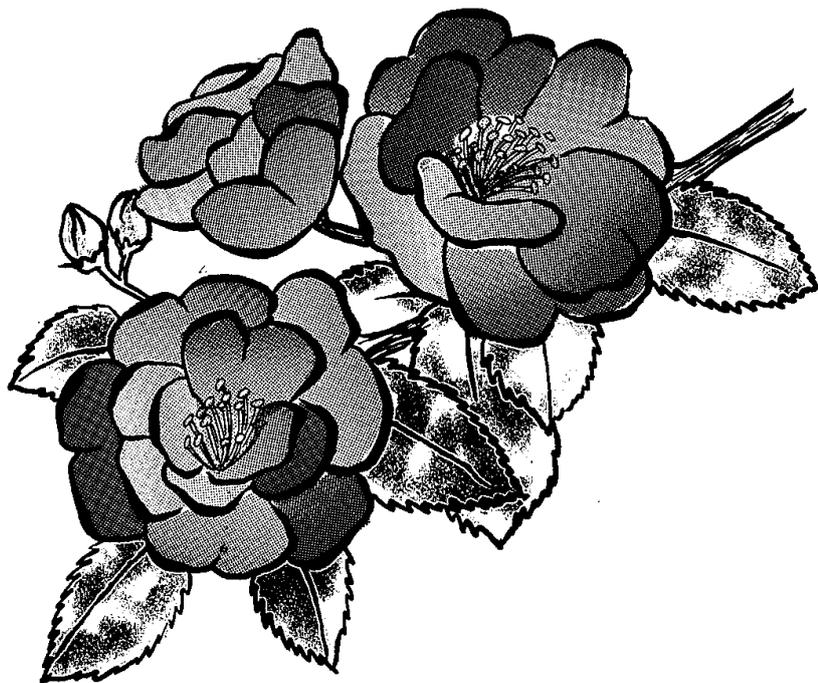


せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、
説明したものです。わからないことやご相談のある方は、
お気軽に船橋市生活支援課におたずねください。

ふなばしせいかつしえんか
《船橋市生活支援課》

ゆうびんばんごう
【郵便番号】 〒273-8504

じゅうしょ ふなばしみなとちょう
【住所】 船橋市湊町 2-1-4

TEL 047 (436) 2360・2362・2364
2365・2367

【FAX】 047 (436) 3362

【E-mail】 seikatsushien@city.funabashi.lg.jp

～ 基本的人権の尊重について ～

【日本国憲法】

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

日本国憲法における、人権の分類には諸説ありますが、1. 包括的基本権（13条）、2. 法の下での平等（14条）、3. 自由権、4. 受益権、5. 参政権、6. 社会権（生存権）の六つに分ける考え方があると言われています。

中でも、生存権は、第25条の第1項に規定しているように「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」として、日本国憲法に規定されています。

第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

この憲法によって保障される生存権を実現するための制度のひとつとして、生活保護法が制定されています。

このことは、生活保護法第1条で、「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とうたっています。

生活保護決定までの流れ

※生活保護の相談・申請ではお話を聞きする時間が1～2時間ほどかかることもありますので、できるだけ早い時間にいらっしゃることをお勧めします。

1. 相談

生活状況などの聞き取り、生活保護制度のご案内



申請の意思の表明がある場合

2. 申請

生活保護申請書、その他の書類を交付します。

3. 書類の提出

速やかな提出をお願いします。提出が遅れると、保護の決定が遅れたり、受給できなくなる可能性があります。

4. 調査

ご自宅での調査、生活に困っておられる状況などの確認、生活保護受給要件の確認、調査を行います。

5. 診断会議

会議にて、生活保護の受給要件を満たしているのかなどの確認を行います。

6. 決定

申請した日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に結果を書面でお知らせします。

◎保護決定前であっても、生活支援課の助言指導に従わないときは、申請を却下することがあります。また、資産・能力・扶養義務者からの援助などの活用により、保護の必要がないと認められたときも同様です。

【 も く じ 】

1	<small>せいかつ ほご</small> 生活保護とは	1
2	<small>せいかつ ほご げんそく</small> 生活保護の原則	1
3	<small>せいかつ ほご う まえ</small> 生活保護を受ける前に	2
4	<small>ほご しゅるい</small> 保護の種類	5
5	<small>ほご う てつづ</small> 保護を受けるための手続き	7
6	<small>ほご けつてい</small> 保護はどのように決定するのか	9
7	<small>ほご う ばあい ほしょう</small> 保護を受けた場合の保障	11
8	<small>ほご う ばあい てつづ ひつよう</small> 保護を受けた場合に手続きが必要となるもの	12
9	<small>ほご う ばあい まも</small> 保護を受けた場合に守らなければならないこと	13
10	<small>ほご う ばあい</small> 保護を受けた場合にしてはならないこと	15
11	<small>ほご ひ へんかん ちょうしゅう</small> 保護費の返還・徴収	16
12	<small>びょうき</small> 病気やけがをしたとき	18
13	<small>かいごほけん しょうがいふくし う</small> 介護保険・障害福祉サービスを受けるとき	21
14	<small>ほご ひ う と</small> 保護費の受け取り	22
15	<small>ほご う ばあい げんめん</small> 保護を受けた場合に減免などがされるもの	22
16	<small>ちくたんとういん やくわり</small> 地区担当員（ケースワーカー）の役割	23
17	<small>みんせいいいん</small> 民生委員について	23

1 生活保護とは

わたし びょうき ころい おやせたい
私たちは、病気やけがをはじめ、高齢、ひとり親世帯になってしまっ
たなどのいろいろな理由で、突然、収入が減ってしまい、親・子や兄弟
姉妹たちに援助をいくら頼んでも生活ができず、生活費などに困ってし
まうことがあるかもしれません。

みな けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう
そのようなとき、皆さんの健康で文化的な最低限度の生活の保障と、
みな ちから なん じりつ せいかつ ひつよう えんじょ おこな
皆さんの力で何とか自立した生活ができるよう、必要な援助を行って
いくのが生活保護の制度です。

2 生活保護の原則

せいかつ ほ ご げんそく
生活保護には、次のような原則があります。

(1) 申請保護の原則

せいかつ ほ ご ほんにん かぞく しんそく しんせい もと
生活保護は、本人やその家族、またはその親族からの申請に基づい
て開始します。(保護申請の意思確認を行い、申請の意思を表明され
た方に申請書を交付します)。

ただし、緊急の切迫した状況にあるときは、申請に基づかないで
しよっけん かいし
職権で開始することがあります。

(2) 世帯単位の原則

生活保護は、ひとつの家に住んでいて生活を一つにしている場合は、世帯全員を対象に保護します。世帯の中の一部の人だけが保護を受けることはできません。

ただし、特別な事情がある場合は国の定めた基準に基づいて、世帯の中の一部の人だけを保護する（または、保護しない）ことがあります。

3 生活保護を受ける前に

(1) 能力の活用について

持っているすべての能力を、自立に向けて、活用してください。働ける人は、持っている能力に応じて働いてください。

(2) 資産の活用について

持っている資産は活用してください。

預貯金や貯蓄性の高い生命保険（一部学資保険などは除く）は生活のために活用してもらい、自家用車、居住するのに必要ではない不動産（土地、建物）、宝石、貴金属類などは、処分してもらうことになります。

なお、個別の事情によっては、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

※きょじゅうようふどうさん 居住用不動産も をお持ちの方へかた

ようほごせたいむ 要保護世帯向けふどうさんたんぽがたせいかつしきんかしつけせいど 不動産担保型生活資金貸付制度について

この制度は、一定の居住用不動産を持ち、将来もその住み慣れた住居に住み続けることを希望する場合に、その不動産を担保に生活資金の貸付を行い、その世帯の自立を支援するものです。

以下にあてはまる方は、この制度の対象となる可能性があります。

● おおむ 概ね500万円以上の資産価値がある居住用不動産を所有している。

● きょじゅうようふどうさん 居住用不動産に賃借権などの利用権やちんしゃくけん 抵当権などの担保権が設定されていない。

● かしつけ 貸付を受けようとする方及び同居の配偶者が原則65歳以上である。

● この制度を利用しなければ、生活保護を受けることとなる。

じょうき 上記にあてはまる生活保護受給中の方が、65歳になった場合にも、この制度を活用していただきます。

(3) 扶養義務者からの援助などについて

可能な場合は、親子や兄弟姉妹などの扶養義務者（民法上の規定）から援助を受けてください。

扶養は保護に優先して行われるものですが、扶養は保護の要件ではありません。

なお、扶養義務者からの仕送りなどの収入があれば、その分保護費は減額されます。

また、扶養の義務がある親族に対して、援助の可能性について扶養照会を行います。お話を伺って扶養が期待できない（※）と判断した場合には、照会を行いません。

（※）10年程度音信不通であるなど交流が断絶している

扶養義務者に借金を重ねている

扶養義務者と相続をめぐる対立している など

その他扶養義務者と特別な事情がある場合は、ご相談ください。

(4) 他法・他施策の活用について

年金、労災保険、雇用保険、介護保険制度、障害者福祉制度、入院助産制度（事前申請）、その他手当、助成など、他の法律や制度などで受けられるものがあれば、すべて活用してください。

(5) 生活保護の受給に係る個人情報について

生活保護費支給のほか、通所交通費助成制度等、市役所の他部署にて生活保護情報が審査等に必要な場合に利用されることがあります。

(6) その他^{ほか}

暴力団員は、生活保護を受けることはできません。

4 保護の種類^{ほご しゅるい}

生活保護は、それぞれの世帯^{せたい}に応じて必要な経費^{けいひ}を、8つの扶助^{ふじょ}に分けて支給^{しきゅう}します（国^{くに}が定めた基準^{きじゆん}による）。

(1) 生活扶助^{せいかつふじょ}

衣食^{いしょく}、光熱費^{こうねつひ}などの日常生活^{にちじょうせいかつ}に必要な費用^{ひつよう ひよう}（人数^{にんすう}、年齢^{ねんれい}、家族構成^{かぞくこうせい}などにより異なり^{こと}、妊産婦^{にんさんぶ}や障害者^{しょうがいしゃ}などについては、加算^{かさん}がつく場合があります。）

※特別な事情^{とくべつ じじょう}がある場合に支給^{しきゅう}されるものとして、被服費^{ひふくひ}・家具什器^{かぐじゅうき}費^ひ・移送費^{いそうひ}・入学準備金^{にゅうがくじゆんびきん}などの一時的な扶助^{いちじてき ふじょ}があります。詳しくは、地区^{ちく}担当員^{たんとういん}に相談^{そうだん}してください。

(2) 教育扶助^{きょういくふじょ}

義務教育^{ぎむきょういく}を受けている児童^{じどう}・生徒^{せいと}に必要な学用品代^{ひつよう がくようひんだい}や給食費^{きゅうしょくひ}、学級費^{がっきゅうひ}、クラブ活動費^{かつどうひ}など

(3) 住宅扶助

必要^{ひつよう}な家賃^{やちん}、地代^{ちだい}、契約更新料^{けいやくこうしんりょう}など（共益費^{きょうえきひ}・管理費^{かんりひ}は除く^{のぞく}）

(4) 医療扶助

病院^{びょういん}などでの治療^{ちりょう}に必要な費用^{ひつよう}（健康保険^{けんこうほけん}で適用^{てきよう}される範囲^{はんい}）

治療上^{ちりょうじょう}必要な治療材料費^{ひつよう}（装具^{ちりょうざいりょうひ}・めがね^{そうぐ}など）

通院^{つういん}に必要な交通費^{ひつよう}（医師^{こうつうひ}が認め^{いし}た場合^{みと}については、付添者^{ばあい}が必要^{つきそいしゃ}とする交通費^{ひつよう}を含む^{ふく}）

(5) 介護扶助

介護保険サービス^{かいごほけん}を受ける^うために必要な費用^{ひつよう}

(6) 出産扶助

出産^{しゅっさん}に必要な費用^{ひつよう}

(7) 生業扶助

技能^{ぎのう}を身に付け^みたり、仕事^{しごと}などに就^つくために必要な費用^{ひつよう}

高等学校^{こうとうがっこう}での就学費用^{しゅうがくひよう}（就学費^{しゅうがくひ}として教材代^{きょうざいだい}、授業料^{じゅぎょうりょう}、通学費^{つうがくひ}、クラブ活動費^{かつどうひ}など）

(8) 葬祭扶助

葬儀^{そうぎ}の費用^{ひつよう}（原則^{げんそく}、扶養義務者^{ふようぎむしゃ}などが行^{おこな}う葬儀一式^{そうぎいっしき}は除く^{のぞ}）

5 保護を受けるための手続き

生活支援課へお越しいただき、生活保護の申請の意思を確認してから、申請をしていただきます。

[持ってきていただく主なもの] ※申請後の提出でも構いません。

<共通>

- 銀行・信金・ゆうちょ銀行などの預貯金通帳（最新の記帳済のもの）
- 健康保険証（国民健康保険・各種健保組合など）
- 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）の住所・氏名・電話番号
- マイナンバーカード（またはマイナンバーがわかるもの）

<住居>

- アパートの契約書
- 借家などの賃貸借契約書
- 土地・建物の登記済証または登記簿謄本

<高齢者関係>

- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証

<年金関係>

- 年金手帳
- 年金証書
- 最新の年金振込通知書（ハガキ）
- 年金事務所発行の加入記録 ※（年金加入の有無に関わらず発行が可能）
- 年金定期便・特別便

たほうかんけい
＜他法関係＞

しんたいしょうがいしゃてちょう
 身体障害者手帳

りょういくてちょう
 療育手帳

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
 精神障害者保健福祉手帳

じりつしえんいりょうじゆきゆうしゃしょう
 自立支援医療受給者証

ふなばしし おやかていとういりょうひじよせいじゆきゆうけん
 船橋市ひとり親家庭等医療費助成受給券

じどうふようてあてしょうしょ
 児童扶養手当証書

ざいりゆう とくべつえいじゆうしゃしょうめいしょ
 在留カードまたは特別永住者証明書

きんろうしゃ りしよくしゃ
＜勤労者・離職者＞

ちよっきん かげつ きゅうよめいさいしょ きゅうよしょうめいしょ
 直近3ヶ月の給与明細書または給与証明書

たいしよくしょうめい りしよくひよう こようほけんじゆきゆうしかくしゃしょう
 退職証明、離職票、雇用保険受給資格者証など

ほか
＜その他＞

せいめいほけんしょうしょ
 生命保険証書

うんでんめんきょしょう
 運転免許証

じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ しよるい しゃけんしょう ほけんしょうけん
 自動車・オートバイ・原動機付自転車の書類（車検証、保険証券など）

がくせいしょう さいがくしょうめいしょ こうこう かくしゆせんもん せんしゅうがっこう だいがく
 学生証または在学証明書（高校・各種専門・専修学校・大学など）

ようほごせたいきんきゅうえんごしきんかしつけじぎょう
※要保護世帯緊急援護資金貸付事業について

せいかつほ ごしんせいちゅう せたい せいかつ いちじる こんきゅう ふじよひ
生活保護申請中の世帯で、生活が著しく困窮しており、扶助費が
しきゅう あいだ せいかつひ いちぶ えんじよ ひつよう はんたん
支給されるまでの間、生活費の一部を援助する必要があると判断される
ばあい かしつけ りよう
場合には貸付が利用できます。

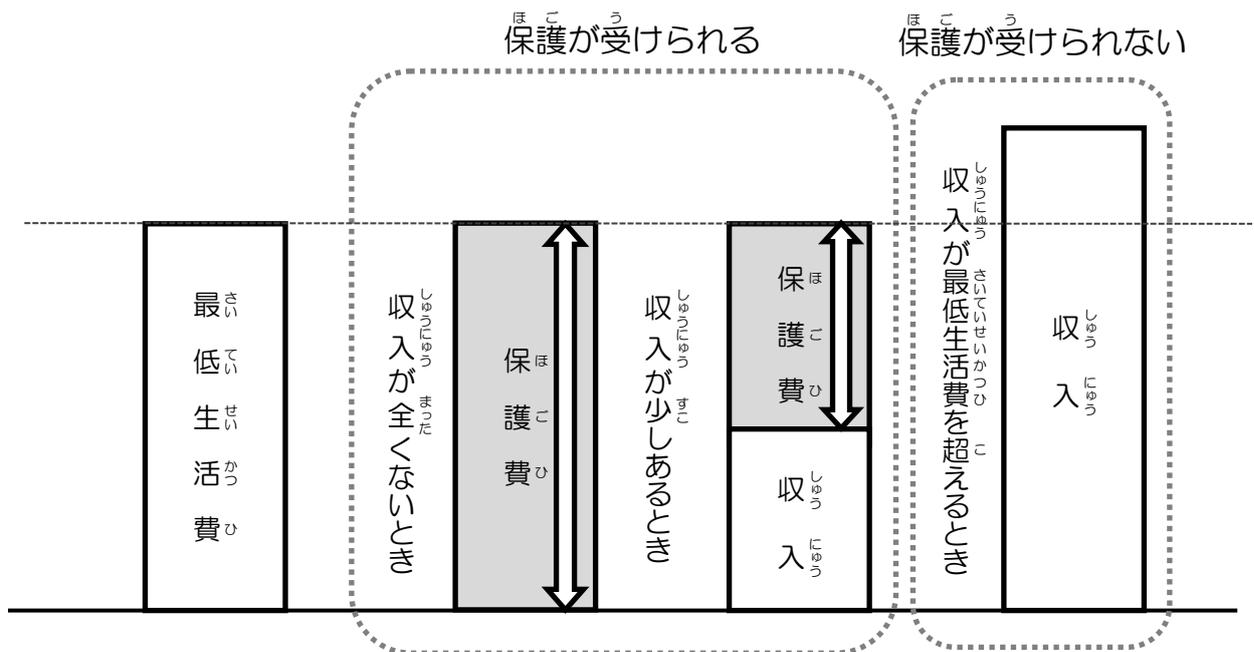
かしつけ きんがく せたい にんすう じょうきょう こと かしつけ う
貸付の金額は世帯の人数やその状況により異なり、貸付を受けた
ばあい へんかん いっかつへんかん かしつけりよう さい みとめいん ひつよう
場合の返還は一括返還となります（貸付利用の際は認印が必要です）。

6 保護はどのように決定するのか

(1) 最低生活費と収入

国が定める最低生活費は、あなたの世帯の家族構成（人数や年齢）や世帯の状況によって異なります。

この最低生活費とあなたの世帯の収入とを比べて、あなたの世帯の収入が低かった場合に、その不足分を扶助（支給）する制度が生活保護制度です。



① 最低生活費とは

生活費（衣食、光熱費など）をはじめ、住宅費（家賃、地代など）や教育費（義務教育に必要な学用品費、給食費など）、医療費などを合計した1ヶ月分の生活費です。

② 収入とは

あなたの世帯のすべての収入（給与・賞与・年金・児童扶養手当
等各種手当・仕送り・保険金・補償金・親族その他からの借入など）
が対象であり、必ず収入申告をする必要があります。

勤労収入は、働いて得た収入額（給与・賞与など）から、必要
経費（社会保険料や交通費、所得税などの実費分）や基礎控除（働い
て得た収入額に応じ定められた額）や20歳未満控除などの額を差
引いた金額です。

控除額分は、収入とはみなされず生活保護費が減額とならないの
で、あなたの世帯の手元に残る額になります。

世帯員全員の収入ですので、高校生のアルバイト収入も含ま
れます（必ず、収入申告書と給与明細書などの写しを提出して
ください）。

なお、高校生のアルバイト収入については、修学旅行費、クラ
ブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、塾の費用
など、その活用目的によって控除の対象になる場合があります。

また、高等学校卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却について、
本人の希望や意思が明らかで、生活態度などから自立助長に効果が
あると認められた時には、技能修得の経費、自動車運転免許取得
費用、資格取得可能な専修・各種学校・大学に就学するための経費
などのうち、必要最小限度の額を収入から除外することができます。
具体的な内容を書いた「自立更生計画書」の提出が必要です。

（事前にご相談ください）。

7 保護を受けた場合の保障

生活保護を受けた場合、あなたの世帯に保障される事項は、次のとおりです。

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護については、不利益となるような変更を行ったり、停止・廃止したりすることはありません。
- (2) 生活保護費には税金がかからず、差し押えられることもありません。
- (3) 地区担当員が、家庭や家族の状況について、いろいろおたずねしますが、他人に知られたくない秘密は必ず守りますので、不利益を受けることはありません。

8 保護を受けた場合に手続きが必要となるもの

(1)～(6)については、生活保護を受けると使えなくなります。保護開始決定後、それぞれの担当課に証書などをお返してください。

(なお、生活保護申請時に、以前から医療機関を受診している場合、または、これから受診する場合には、面接員、調査担当員および地区担当員にご相談ください)。

- (1) 国民健康保険 (国保年金課)
- (2) 後期高齢者医療保険制度 (国保年金課)
- (3) 重度心身障害者医療費助成 (障害福祉課)
- (4) 精神障害者入院医療費の助成 (障害福祉課)
- (5) 船橋市ひとり親家庭等医療費助成制度 (子育て給付課)
- (6) 子ども医療費助成制度 (子育て給付課)

(7)～(10)については、生活保護を受けると助成内容が変わります。保護開始決定後、それぞれの担当課の窓口で手続きを行ってください。

- (7) 小児慢性特定疾病医療費支給事業 (保健所保健総務課)
- (8) 船橋市小児指定疾病医療費助成事業 (保健所保健総務課)
- (9) 指定難病医療費助成制度 (保健所保健総務課)
- (10) 自立支援医療制度 (障害福祉課)

9 保護を受けた場合に守らなければならないこと

(1) 生活上の義務

- ① 常に自立の意欲を持ち続け、働ける人は収入を得るためにその能力を活用していただき、病気の方は、医師の指示に従い、入院・通院し、健康になるよう努めてください。
- ② 常に計画的な支出と節約を心がけ、生活の質を維持向上させるよう努めてください。適宜、地区担当員が家庭訪問し、面接いたしますのでご協力ください。

(2) 届出の義務（生活保護法第61条）

次のような場合には、すみやかに届出および連絡をしてください。

- ① 給与や年金、手当、仕送りなどを受け取るようになった場合、その金額が増えたり減ったりした場合（世帯員全員の収入ですので、例えば、高校生のアルバイトなども届出と収入申告が必要です。）
- ② 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりした場合
- ③ 家賃や地代、住所が変わった場合（正当な理由がなければ転居の費用は支給できません。必ず事前に地区担当員へ相談してください。）
- ④ 世帯員が増えたり、減ったりした場合
- ⑤ 健康保険証（各種健康保険組合）が使えるようになった場合、または、使えなくなった場合

- ⑥ 入院や退院をした場合、通院先の病院が変わった場合
- ⑦ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証を取得した場合、等級が変わった場合
- ⑧ 冠婚葬祭などにより、長期間留守にする場合
- ⑨ 小中学校や高等学校に入学した場合、中途退学や卒業した場合
- ⑩ 交通事故や災害などにあつた場合
- ⑪ 海外に渡航する場合（事前に渡航目的を明確にしてください。）
- ⑫ その他、生活状況が変わった場合

意図的に事実を隠ぺいすること、収入などの届出を故意に行わないことなど、不正な手段を使って、本来保護が受けられないのに生活保護を受けた場合、または本来受け取れる金額よりも多くの生活保護費を受け取った場合は、生活保護を不正に受給したことになります。

生活支援課が毎年1回行う課税状況調査や銀行などへの調査によって、届出のなかった収入が判明した結果、生活保護費を徴収させていただく事例が毎年多く見られますので、必ず収入申告書の提出を行ってください。就労収入は適切に申告をすればその一部を控除（収入として認定しない）できます。

なお、自分自身に収入がなくても、ほかの世帯員に収入があり、生活支援課へ届出を行わなかった場合にも、不正な受給となりますので、必ず収入申告書の提出をしてください。

以上のことを届出ない場合は、生活保護の変更、停止や廃止をすることがあります。

10 保護を受けた場合にはならないこと

故意に届出を怠ったり、虚偽の申請や届出をしたりするなどして、不正な方法で生活保護を受けることは、禁じられています。

このような場合、不正に受けた保護費の徴収を求めます。

生活保護を受けている間に、年金を担保にしての借入れは禁じられています。

消費者金融機関や親族知人から借入れを受けたときは、収入となりますので収入申告が必要となります。

なお、保護費は最低限度の生活の維持を保障しようとするものであり、原則として、借金の返済にあてるものではありません。

1 1 保護費の返還・徴収

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用返還

(生活保護法第63条)

資力があるにもかかわらず、急迫した事情などのため保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費なども含む）をすみやかに返還しなければなりません。以下は具体的な例です。

- ① 交通事故などで損害賠償を受けたとき
- ② 生命保険などの保険金などの支払いを受けたとき
- ③ 不動産（土地・家屋）などが売れたとき
- ④ 年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき

生活保護法 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 不正受給の費用徴収と罰則（生活保護法第78条）

届出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に保護を受けたりした場合、すでに支給された生活保護費全額（医療費なども含む）を徴収することになります。この場合、収入を正しく申告すれば受けられる控除などの適用はありません。

更に、給与明細書の偽造や改ざんなどの、不正の手段が悪質な場合には、警察へ告訴・告発することがあります。

生活保護法 第78条第1項（費用等の徴収）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護法 第85条第1項（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

※これらの返還金・徴収金は、原則一括払いとなっています。

なお、納付期限を過ぎますと、船橋市債権管理条例第7条により、延滞金が課されます。

このような事態が発生しましたら、地区担当員からご連絡をいたしますので、速やかに地区担当員の指導指示に従っていただきます。

この「生活保護のしおり」は大切に保管していただき、必要なときに読み返すことにより、生活保護を不正に受けることがないように、正しい届出を心掛けてください。

支払い方法など、わからないことがありましたら、地区担当員に遠慮なくおたずねください。

12 病気やけがをしたとき

医療扶助は生活保護の一部ですが、現金支給ではなく、市から社会保険診療報酬支払基金を通して医療機関に支払われます。

生活保護が開始されると、国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は、使用できなくなりますので返還してください。

ただし、社会保険に加入されている方は、自己負担額分を支払うことなく、そのまま使用していただきます。

また、就職などで各種健保組合に加入した場合や退職などで健康保険証を返納した場合は、必ず地区担当員にお知らせください。

(1) 生活保護により医療機関で治療を受けるときは、生活支援課が発行する『医療券』が必要となりますので、生活支援課で『医療券』を受け取り、医療機関の窓口に『医療券』を提出してください。来庁が難しく、郵送を希望する際は、別途地区担当員へ相談してください。

(2) 『医療券』の代わりに「マイナンバーカード」を持参することで治療を受けることができます。ただし、医療扶助オンライン資格確認に対応している医療機関が対象です。ご利用にあたっては、地区担当員への事前連絡とマイナポータルでの健康保険証利用登録が必要になります。

(3) 医療機関には『医療券』を使用できる医療機関と使用できない医療機関があります。

『医療券』が使用できない医療機関で治療を受けたときは、医療費を実費で払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。

(4) 急病などの緊急時や夜間・休日などの閉庁時で事前に来庁できないときは、医療機関に生活保護を受給している旨を伝えて受診し、その後、市役所の開庁時に速やかに地区担当員に連絡してください。

(5) 急病やけがなど、人命にかかわるような状況のときは、救急車をお呼びください。

救急隊員と医療機関に生活保護を受給している旨を伝えていただき、市役所の開庁時に、ご本人やご家族などから、速やかに地区担当員に連絡してください。

(6) 調剤（薬の処方）については、原則後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用させていただきます。ただし、医師が医学的知見に基づき、先発医薬品の使用を認めた場合は、この限りではありません。

(7) 次のようなときは地区担当員に必ず事前に相談してください。

① 同じ病気で、2か所以上の医療機関で治療を受けたいとき

② 市外の医療機関で治療を受けたいとき

③ 医療機関で治療を受けるために交通費が必要なとき

（医療機関からの通院証明書があれば、経済的かつ合理的な経路および交通手段により、必要最小限の額を支給することができます）

④ 治療材料（装具・めがねなど）が必要なとき

（医師の意見と業者の見積りが必要です）

⑤ 柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージ（接骨院・整骨院・

鍼灸院など）の治療を受けるとき

（医師・施術者の意見または同意が必要です）

⑥ 保険診療で対応しない療養などで、生命の維持に直接関係が

ある場合や日常生活を維持していくため、その方法以外ないとき

13 介護保険・障害福祉サービスを受けるとき

つぎのいずれの場合も介護認定を受ける必要があります。

事前に地区担当員にご相談ください。

(1) 65歳以上の方（原因を問わず介護や支援が必要な方）

介護保険サービスを利用することができ、介護保険の自己負担分

（利用額の1割）は、介護扶助として支給されます。

(2) 40歳以上65歳未満の方

（老化が原因とされる病気、特定疾病で介護や支援が必要な方）

特定疾病（脳血管疾患・初老期認知症などの16種類）が原因で介護が必要となった方も、同様のサービスを介護扶助で利用することができます。

ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）、千葉県特定医療費（指定難病）受給者証等をお持ちの場合、障害福祉サービスと介護保険で重複するサービスについては、障害福祉サービスの利用が優先されます。

14 保護費の受け取り

保護費の定例支給日は原則として毎月1日（1日が閉庁日の場合は前開庁日）です。

また、支給方法は原則として本人名義の預金口座への振り込みですが、口座をお持ちでない場合などについては窓口での支給となります。

15 保護を受けた場合に減免などがされるもの

保護を受けた場合、申請や届出をすることによって、次のような税金および利用・使用料などが減額・免除されたり、助成を受けたりすることができます。地区担当員にご相談ください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 市県民税 | <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 |
| <input type="checkbox"/> 国民年金保険料 | <input type="checkbox"/> 粗大ごみ処理手数料 |
| <input type="checkbox"/> 保育料 | <input type="checkbox"/> 児童育成料（放課後ルームに係る費用） |
| <input type="checkbox"/> 霊園使用料・管理料 | <input type="checkbox"/> し尿収集手数料 |
| <input type="checkbox"/> 水道料金 | <input type="checkbox"/> NHK放送受信料 |
| <input type="checkbox"/> 下水道使用料 | <input type="checkbox"/> 下水道受益者負担金 |
| <input type="checkbox"/> 下水道への接続やトイレの水洗化に係る費用の助成 | |
| <input type="checkbox"/> 市営駐輪場利用料 | |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写しや印鑑証明、戸籍謄本などの各種証明書発行手数料 | |

16 地区担当員（ケースワーカー）の役割

地区担当員（ケースワーカー）は、あなたの世帯の自立助長と適正な保護実施のために、必要な調査や助言・支援をおこなう生活支援課の職員です。

生活保護が開始されると、地区担当員（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問をし、あなたの家庭の生活状況をうかがったり、いろいろな相談に応じたりします。生活上の問題などがありましたら、地区担当員（ケースワーカー）へ遠慮なく相談してください。

ご相談の内容については、固く秘密を守ります。

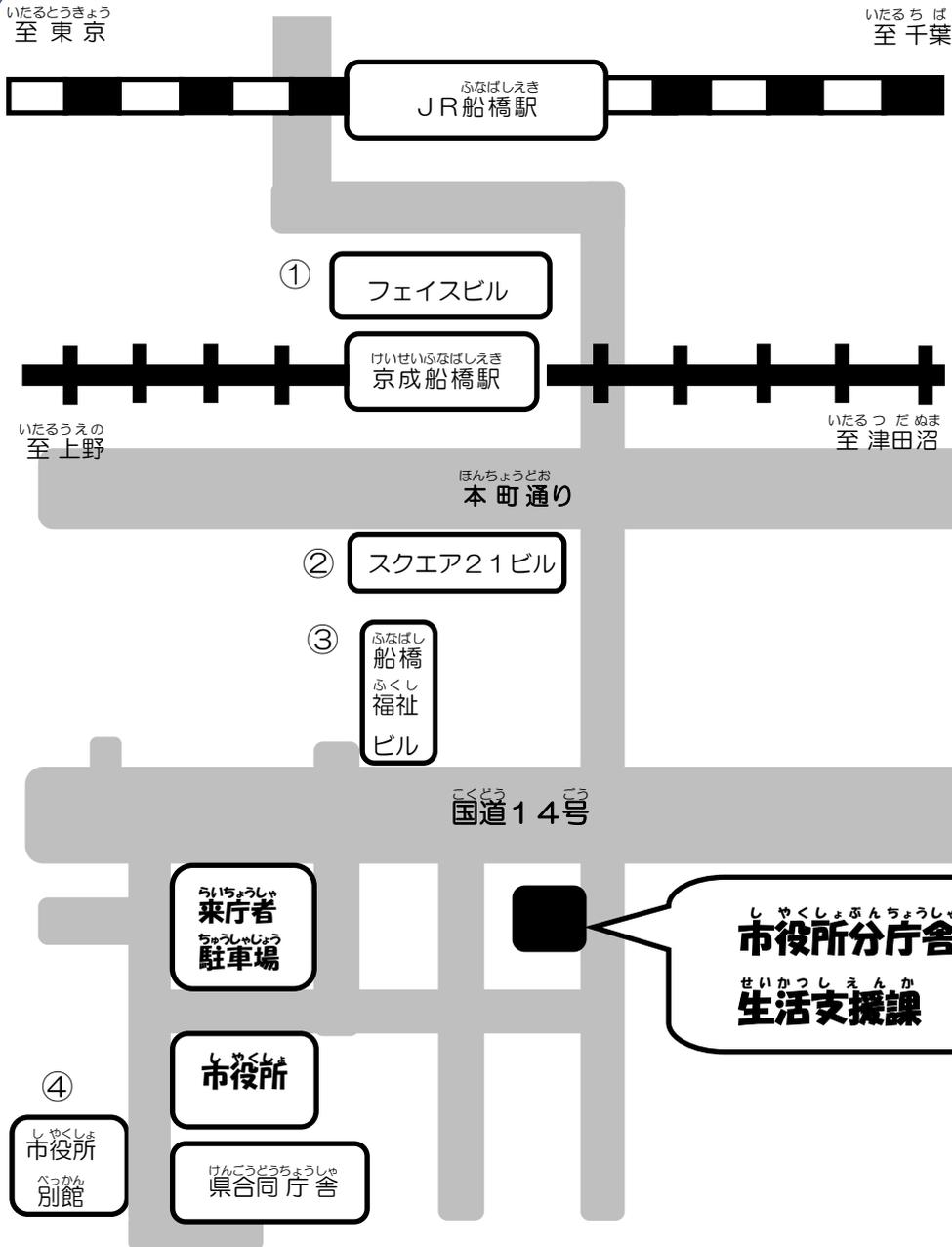
17 民生委員について

お住まいの地域には、市や関係機関などと協力関係にある民生委員がおります。民生委員は生活全般に関して困ったことがあったときに、住民の立場に立って、ご相談に応じます。

個人の秘密については固く守りますので、安心してご相談ください。

メモ

ちず 《地図》



- ① 船橋駅前総合窓口センター 本町1-3-1船橋フェイスビル5階 TEL: 047-423-3411
 街角の年金相談センター 本町1-3-1船橋フェイスビル7階 TEL: 047-424-7091 (予約受付)
 ※電話相談はできません
- ② ハローワーク船橋第二庁舎 本町2-1-1船橋スクエア21ビル4・7階 TEL: 047-420-8609
- ③ 船橋市社会福祉協議会 本町2-7-8船橋市福祉ビル3階 TEL: 047-431-2653
- ④ 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」“さーくる” 湊町2-8-11市役所別館1階
 TEL: 047-495-7111

令和6年8月作成